研修施設 Q&A

Q1: 基幹施設の指導薬剤師による対面指導はどのような指導形式なのか。

A1:連携施設の薬剤師は基幹施設のカンファレンスへの出席等により指導薬剤師の直接的な指導を受けることが望ましいですが、Web 会議またはテレビ電話等による face to face の指導も可とします。

Q2:連携施設の薬剤師に対する基幹施設の指導薬剤師の指導はどのような内容を含むのか。

A2:医療薬学会が定める各専門薬剤師養成研修コアカリキュラムに従った内容を含み、連携施設の薬剤師が作成した症例報告や臨床実績に基づいた指導を行う必要があります。

Q3:がん専門薬剤師の認定取得を目指し、新制度でいうところの基幹病院で定期的に研修を行っています。新たに連携型の施設として申請させて頂き、承認を得られた場合の自身の取り扱いについてお尋ねします。現在、基幹病院にて研修生という立場で研修を行っていますが、承認が得られた場合に自身は勤務している施設で自己研修という形になり、基幹病院に所属する必要が無い形となるのでしょうか?

A3: 連携施設として認められれば、「基幹病院での研修は、定期的な研修でよい」 ということになります。

O5:研修施設の連携施設の要件について教えてください。

A5: 連携施設に専門薬剤師の在籍が求められます。研修施設の異同についてはホームページを参照ください。(https://www.jsphcs.jp/news/2019/1115-1-1.pdf)